

**工事完成届への一次下請金額の記載について（お願い）**

本市では、市内経済の活性化のため、公共工事の地元優先発注に取り組むとともに、元請事業者に対して市内下請事業者の活用を要請しているところです。

このたび、市内下請事業者の受注状況を継続して把握するため、請負人に対し、工事完成届に一次下請金額の記載を求めることとしますので、下記のとおりお知らせします。

記

**1. 対象工事**

神戸市との契約金額が250万円を超える工事請負契約（単価契約を除く）

※ 水道局、交通局が発注する工事も対象です

**2. 実施方法**

(1) 請負人は、工事完成時に、一次下請金額（合計金額、うち市内事業者の金額）を記載した工事完成届（※）を工事担当課に提出します。

※ 工事完成届は様式の改正を予定しています。

(2) 工事担当課は、工事完成届の一次下請金額の記載の有無を確認します。記載がない場合は、請負人に記載を求めます。

**3. 適用時期**

令和5年4月1日以降に完成した工事（工事完成届に記載された「完了年月日」が令和5年4月1日以降のもの）より適用

**4. 記載時の留意事項**

- ・一次下請金額には、変更契約がある場合は最終の契約金額を、下請契約が単価契約の場合は最終の支払額を記載してください。
- ・一次下請金額には、資材購入、調査業務及び運搬業務は含めないでください。
- ・「市内事業者」かどうかは、契約書の住所で判断してください。

**5. その他**

後日、改正後の様式を下記ホームページに掲載します（水道局・交通局発注工事以外）。

兵庫県電子入札共同運営システムトップページ⇒神戸市トップページ⇒ページの目次⇒各種書式⇒契約・請求等に必要な書式

URL: <https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1667285552290/index.html>

水道局・交通局発注工事の様式については、工事担当課にお問合せください。